

# 山梨県公報

第千二百四十七号

平成十三年

十一月二十九日

木曜日

## 目次

告示

民生委員の定数の一部改正	六二一
生活保護法に基づく医療機関の指定	六二二
生活保護法に基づく施設機関の指定	六二三
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	六三三
生活保護法に基づく指定施設機関の廃止	六四三
生活保護法に基づく医療機関の指定の辞退	六四四
生活保護法に基づく指定医療機関の変更	六四四
土地改良区の定款の一部変更の認可	六四五
道路の区域変更(三件)	六四五
建築基準法施行規則第十一条の三第一項の区域指定の一部改正	六五五
県政功績者	六五六
土地区画整理組合の解散認可	六二七
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	六二七
公安委員会	六二七
山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	六二七
遊技機の型式の検定	六二七

## 告示

### 山梨県告示第五百五号

民生委員の定数(昭和三十四年山梨県告示第二百九十五号)の一部を次のように改正し、平成十三年十二月一日から施行する。  
平成十三年十一月二十九日

別表中	「甲府市 都留市 富士吉田市 山梨市 塩山市 大月市」を「甲府市 都留市 富士吉田市 山梨市 塩山市 大月市」に、	「甲府市 都留市 富士吉田市 山梨市 塩山市 大月市」を「甲府市 都留市 富士吉田市 山梨市 塩山市 大月市」に、
甲府市 都留市 富士吉田市 山梨市 塩山市 大月市	四一三 八二 八二 八二 八二 八二	一〇一 八二 八二 八二 八二 八二
「三」を「豊富村	一四」に、「六郷町	一六」を「六郷町

一七」に、「富沢町	一九」を、「富沢町	二〇」に、「高根町
明野村 長坂町 白州町	須玉町 大泉村 武川村	双葉町 高根町 小淵沢町
野村 坂町 州町	須玉町 大泉村 武川村	双葉町 高根町 小淵沢町
一五 西桂町 河口湖町	一二」を「秋山村 忍野村	一六 道志村 山中湖村
西桂町 河口湖町	一二」を「秋山村 忍野村	一六 道志村 山中湖村
計 二、四五三人」を「計 二、五二五人」に改める。		

### 山梨県告示第五百六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、次のとおり医療機関を指定した。  
平成十三年十一月二十九日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団箭本外科 整形外科医院	甲府市北口三丁目一番一号	平成十三年四月一日
松澤整形外科	甲府市富士見一丁目七番六号	平成十三年三月二十三日
くすりのマスタヤ	北巨摩郡長坂町大八田六千六百九十七番地	平成十三年三月二十三日

街の薬局	西八代郡市川大門町四百二十五番地の十	平成十三年三月三十日
秋山歯科医院	南巨摩郡鵜沢町千二百十七番地	平成十三年四月五日
清水医院	中巨摩郡白根町有野五百四十八番地	平成十三年四月九日
武井医院	山梨市上神内川百七十四番地	平成十三年二月二十八日
ふじ薬局吉田店	富士吉田市上吉田千四百九十八番地	平成十三年四月十六日
甲府市薬剤師会救急調剤薬局	甲府市幸町十四番地の六	平成十三年五月一日
山中湖調剤薬局	南都留郡山中湖村山中二百二十六番地	平成十三年四月二十三日
医療法人雙寿会平野診療所	南都留郡山中湖村平野百四十一番地の一	平成十三年四月一日
医療法人雙寿会山中湖村診療所	南都留郡山中湖村山中十二番地	平成十三年四月一日
甲府市夜間歯科救急センター	甲府市幸町十四番地の六	平成十三年四月一日
フナクボ歯科医院	都留市桂町千二百十五番地の五	平成十三年五月一日
医療法人社団浩央会野村眼科内科医院	都留市四日市場八番地の六	平成十三年四月一日
ふたば薬局	富士吉田市上吉田千五百二十三番地	平成十三年六月一日
みさき薬局郡内調剤	大月市駒橋一丁目二番三十号	平成十三年六月七日
富士五湖薬剤師会会営薬局	富士吉田市上吉田千四百九十番地	平成十三年四月二十七日
国民健康保険富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田字三枚畠千五百四十二番外	平成十三年五月一日
有限会社かえで薬局白根店	中巨摩郡白根町在家塚百五十六番地	平成十三年五月一日
仁助堂薬局	甲府市若松町十一番一号	平成十三年六月二十六日

有限会社かえで薬局北新店	甲府市北新一丁目十一番二号	平成十三年六月二十二日
社団法人甲府市医師会健康管理センター	甲府市幸町十四番地の六	平成十三年六月二十六日
株式会社まきおか薬局	東山梨郡牧丘町窪平二百九十二番地の一	平成十三年六月二十八日
医療法人大久保会大久保内科呼吸器科クリニク	甲府市丸の内一丁目十九番十八号	平成十三年三月一日
宮本屋薬局上吉田店	富士吉田市上吉田三千三百三十三番地の二	平成十三年七月一日
ますやま整形外科クリニク	韮崎市藤井町南下條三百九十五番地	平成十三年四月一日
有限会社アロマ アロマ調剤薬局	中巨摩郡竜王町西八幡千九百七十七番地の一	平成十三年七月十一日
有限会社アロマ アロマ調剤薬局田富店	中巨摩郡田富町西花輪四千二百五十八番地の六	平成十三年七月十一日
大房デンタルクリニク	中巨摩郡敷島町島上条七百十四番地の二一バスビル2F	平成十三年七月十六日
響が丘整形外科	北巨摩郡双葉町竜地二千五百六十三番地の十四	平成十三年五月十四日
社団法人甲府市医師会救急医療センター	甲府市幸町十四番地の六	平成十三年七月三十一日
有限会社さくら市川大門調剤薬局	西八代郡市川大門町野中四百四十一番地の一	平成十三年六月一日
富士薬剤センター竜王店	中巨摩郡竜王町篠原千四百二十五番地の六	平成十三年七月二十七日
カホリ歯科	中巨摩郡昭和町河西千四百八十三番地	平成十三年八月六日
社団法人山梨勤労者医療協会訪問看護ステーションふじかわ	南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の四	平成十三年八月二十二日
ドレミ薬局	中巨摩郡昭和町押越字箕作七十一番地の一	平成十三年八月三十一日
クスリの寺田青沼店	甲府市青沼一丁目十四番十一号	平成十三年七月十八日

りほく病院	北巨摩郡双葉町岩森千百十一番地	平成十三年九月七日
株式会社日医調剤市川大門薬局	西八代郡市川大門町四百四十三番地の三	平成十三年八月一日
あすなる武川薬局	北巨摩郡武川村牧原千三百六十六番地の二	平成十三年八月二十八日
医療法人和顔会くわざわクリニツク	富士吉田市上吉田二丁目五番一号 富士急ターミナルビル5F	平成十三年九月五日
有限会社工又ティワイ湯村調剤薬局	甲府市大和町一番四十八号	平成十三年九月一日
スマイル歯科クリニツク	中巨摩郡昭和町西条三千九百七十五番地の三	平成十三年九月四日
ばば歯科医院	甲府市川田町五百三十七番地の一	平成十三年九月十二日
有限会社かえで薬局下吉田店	富士吉田市下吉田千九百四十二番地	平成十三年九月一日
イトーヨーカドー富士吉田店調剤薬局	富士吉田市上吉田二丁目五番一号 富士急ターミナルビル4F	平成十三年九月二十八日
医療法人社団新生会小宮山眼科医院	甲府市中央一丁目十二番三十号	平成十三年九月一日
富士薬剤センター竜王店	中巨摩郡竜王町篠原千四百二十五番地の六	平成十三年九月二十七日
株式会社日医調剤一宮薬局	東八代郡一宮町末木七百五十九番地の四	平成十三年九月十九日
アールデンタルクリニツク	都留市下谷三丁目四番十七号	平成十三年六月一日
内藤薬局飯田店	甲府市飯田一丁目一番二十二号	平成十三年八月三十一日
山梨中央薬局	中巨摩郡玉穂町若宮二十七番地の十	平成十三年十月十日

**山梨県告示第五百七号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術機関を指定した。

平成十三年十一月二十九日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中嶋整骨院	斐崎市竜岡町下条東割千六百十三番地	平成十三年七月十九日

**山梨県告示第五百八号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した次の  
 医療機関は、廃止した。

平成十三年十一月二十九日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地
箭本外科整形外科医院	甲府市北口三丁目一番一号
秋山歯科医院	南巨摩郡鵜沢町千二百十七番地
タクミ薬局	甲府市城東二丁目十番十号
清水医院	中巨摩郡白根町有野五百四十八番地
澤産婦人科	南巨摩郡増穂町最勝寺千三百三十三番地の二十
楽山堂医院	大月市大月二丁目七番三号
藤田眼科医院	南巨摩郡増穂町青柳千二百三番地
武井医院	山梨市上神内川百七十四番地
富士五湖調剤薬局	南都留郡山中湖村山中八百六十五番地の十四
山中湖村立平野診療所	南都留郡山中湖村平野百四十一番地の一
山中湖村立山中湖村診療所	南都留郡山中湖村山中十二番地
野村眼科医院	都留市四日市場八番地の六
コマキ歯科	甲府市徳行四丁目六番四号
国民健康保険富士吉田市立病院	富士吉田市緑ヶ丘二丁目八番一号
かえで薬局白根店	中巨摩郡白根町在家塚百五十六番地
大久保内科呼吸器科クリニツク	甲府市丸の内一丁目十九番十八号
佐々木レディースクリニツク	甲府市若松町六番地の三十五

アロマ調剤薬局	中巨摩郡竜王町西八幡千九百九十七番地の一
アロマ調剤薬局田富店	中巨摩郡田富町西花輪四千二百五十八番地の六
富士薬剤センター竜王店	中巨摩郡竜王町篠原千四百二十五番地の六
ドレミ薬局	中巨摩郡昭和町押越字箕作七十一番地の一
クスリの寺田書治店	甲府市青沼一丁目十四番十一号
有限会社工ヌティワイ湯村調剤薬局	甲府市大和町一番四十八号の一
小宮山眼科医院	甲府市中央二丁目十二番三十号
富士薬剤センター竜王店	中巨摩郡竜王町篠原千四百二十五番地の六
アールデンタルクリニック	都留市下谷三丁目四番十七号
ファーマシーないとう	甲府市飯田三丁目一番四十四号

山梨県告示第五百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により指定した次の施術機関は、廃止した。

平成十三年十一月二十九日

山梨県知事 天 野 建

名	称	所	在	地
渡辺接骨院		南都留郡河口湖町船津千九百七十七番地の一		
戸澤整骨院		甲府市国玉町八百二十五番地		

山梨県告示第五百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により指定した次の医療機関は、指定を辞退した。

平成十三年十一月二十九日

山梨県知事 天 野 建

名	称	所	在	地
望月歯科医院		甲府市丸の内一丁目十九番二十号		

山梨県告示第五百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により指定した医療機関に次のとおり変更があった。

平成十三年十一月二十九日

山梨県知事 天 野 建

名	称	所	在	地	変更事項
増穂町国民健康保険診療所		変更前 南巨摩郡増穂町長澤千九百三十三番地 変更後 南巨摩郡増穂町長澤二千三百七十四番地の二			所在地
変更前 有限会社健心堂相川調剤薬局 変更後 株式会社日医調剤相川調剤薬局		甲府市屋形二丁目一番七号			名 称
変更前 有限会社アークメディカル 変更後 アーク調剤薬局		塩山市上塩後二百七十一番地の四			名 称
変更前 医療法人臨眼研堀内眼科 変更後 医療法人臨眼研堀内眼科		中巨摩郡檜形町小笠原三百八十六番地			名 称
変更前 医療法人財団加納岩病院 変更後 医療法人財団加納岩病院		山梨市上神内川千三百九番地			名 称
変更前 医療法人財団加納岩病院（歯科） 変更後 医療法人財団加納岩 加納岩総合病院（歯科）		山梨県上神内川千三百九番地			名 称
変更前 医療法人財団加納岩病院 日下 変更後 医療法人財団加納岩 日下部記念病院		山梨市上神内川千三百六十三番地			名 称
変更前 医療法人財団加納岩 日下部記念病院					名 称

変更前 医療法人財団加納岩病院 温泉病院 変更後 医療法人財団加納岩 山梨温泉 病院	東山梨郡春日居町小松八百五十五番地	名	称
変更前 有限会社健心堂勝沼薬局 変更後 株式会社日医調剤勝沼薬局	東山梨郡勝沼町勝沼二千九百五十九番地の二	名	称
変更前 医療法人恭栄会今井内科小児科 変更後 医療法人恭栄会今井循環器呼吸器科	甲府市住吉一丁目十番四号	名	称

**山梨県告示第五百十二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成十三年十一月二十日檉山土地改良区の定款の一部変更を認可した。  
平成十三年十一月二十九日  
山梨県知事 天野 建

**山梨県告示第五百十三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年十二月二十日まで一般の縦覧に供する。  
平成十三年十一月二十九日  
山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葑崎櫛形豊富線
- 三 道路の区域

区	間	旧	新	延
葑崎市円野町大字下円井字下幅下七五番地 先から 葑崎市円野町大字下円井字戸沢川左岸堤防	敷地の幅員 (メートル)	九・〇〇 二〇・〇	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長

敷地先まで	新	九・〇〇 三四・〇	九〇・〇
-------	---	--------------	------

**山梨県告示第五百十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年十二月二十日まで一般の縦覧に供する。  
平成十三年十一月二十九日  
山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長坂高根線
- 三 道路の区域

区	間	旧	新	延
北巨摩郡高根町大字五町田字神明一一六番の一地先から 北巨摩郡高根町大字五町田字神明八三〇番の一地先まで	敷地の幅員 (メートル)	一一・〇〇 三一・〇〇	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長

**山梨県告示第五百十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年十二月二十日まで一般の縦覧に供する。  
平成十三年十一月二十九日  
山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 須玉八ヶ岳公園線
- 三 道路の区域

区	間	旧	新	延
北巨摩郡高根町大字五町田字御所七七三番の四地先から 北巨摩郡高根町大字五町田字神明一二五二	敷地の幅員 (メートル)	六・〇〇 二五・〇	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長

番の一地先まで

新	
六・〇〇	六八五・〇
五二・五	
一一・〇〇	六七〇・〇
五二・五	

山梨県告示第五百十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年省令第四十号）第十一条の三第一項の区域の指定（平成十三年山梨県告示第四百二十三号）の一部を次のとおり改正し、平成十四年二月一日から施行する。

平成十三年十一月二十九日

山梨県知事

天野 建

「西八代郡のうち上九一色村（精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域に限る。）及び下部町（中之倉トンネル以東の地域に限る。）を「西八代郡、南巨摩郡（増穂町、鯉沢町及び中富町に限る。）に、「並びに」を「及び」に改める。

公 告

県政功績者

山梨県表彰規則（昭和二十七年山梨県規則第十二号）に基づく平成十三年年度県政功績者は、次のとおりである。

平成十三年十一月二十九日

山梨県知事

天野 建

個人

功績分野	氏名	住 所
特別感謝状	岡村 泰江	東京都千代田区四番町八番地八 京都市東山区泉涌寺東林町十四番地の一
県議会	太田 道夫	甲府市国母三丁目十五番二十三号
	相馬 紀夫	大月市大月町花咲千二百七十一番地の二十六
	中村 照人	山梨市落合二百五十九番地
	樋口 正毅	中巨摩郡昭和町河西六百三十三番地十一
	宮原 榮子	北巨摩郡小淵沢町七千五百九十八番地
	宮下 稔育	甲府市羽黒町千二百三十二番地の三
	山下 實	北都留郡上野原町上野原七千五百四十八番地
地方自治	大柴 邦昭	北巨摩郡明野村小笠原三千三百二十四番地

産 業

教育文化

社会福祉

保健衛生

田中隼人	平山安夫	石川孔規	白石晃照	鈴木君雄	長坂善男	三神逸章	宮下良一	望月幸雄	大村忠	鷹左	石井貞夫	杉山正雄	土橋久一	長澤利雄	鈴木和久	橋本雄一	中込秋士	成島定臣	芳賀和夫	矢澤雄児	正岡晃	中村昌訓	入倉貞治	植松義和	落合和子	木下義次	野沢信一郎	渡邊重一	望月義宣	天野外史	石川達子	上田達	金山昭男	森川映男	長田茂樹	向山照子	山田樹	飯田直	上田朗		
南巨摩郡増穂町小林千八百八十一番地の一	東山梨郡大和村野五百四十一番地	大月市富浜町鳥沢千九百三十五番地	中巨摩郡甲西町古市場三百十九番地	北都留郡上野原町野尻六百五十五番地	東八代郡御坂町下黒駒十五番地	北巨摩郡双葉町下今井千七百二十七番地	中巨摩郡昭和町押越二千八百八十三番地	富士吉田市大明見四百十番地の二	南巨摩郡鯉沢町十谷四百二十番地	東八代郡八代町北千二百五十七番地	甲府市武田三丁目五番十九号	甲府市住吉一丁目九番三号	北都留郡上野原町上野原千三百一十番地	中巨摩郡若草町藤田二千四百四十一番地の五	甲府市上石田一丁目十五番九号	南巨摩郡増穂町天神中條百八十五番地	甲府市湯田二丁目十四番二号	甲府市住吉二丁目七番二十号	甲府市国玉町千五百五十八番地の二	甲府市朝氣三丁目十二番十九号	東山梨郡牧丘町倉科千二百六十九番地	塩山市下於曾二百三十二番地	甲府市大里町三千四百五十六番地の六	山梨市上神内川千七百七十七番地の三	中巨摩郡竜王町竜王二千三十四番地	北巨摩郡高根町東井出千六百三十番地	東八代郡八代町米倉八百三十四番地	北都留郡丹波山村二千九番地一	山梨市東七百二十二番地	甲府市上石田四丁目十七番十七号	南巨摩郡南部町南部七千六百三十五番地	甲府市徳行二丁目二番二十五号	塩山市上於曾千九百九十番地	西八代郡六郷町葛籠沢百七十六番地二	甲府市西田町二番三十五号	甲府市朝日三丁目八番二十三号	甲府市下飯田四丁目六番六号	東八代郡境川村藤袋百五十七番地	中巨摩郡八田村徳永千七百七十五番地二	甲府市富士見二丁目五番四十六号	甲府市中央二丁目十二番二十九号

環境	尾形千鶴子 加田幸治 村松久中 望月弘子 中村文雄	塩山市赤尾二百十一番地 東山梨郡三富村下萩原百三十九番地 西八代郡市川大門町千三百三十六番地 甲府市千塚五丁目五番三十一号 さいたま市日進町一丁目百六十八番地一 千百一	A
----	---------------------------------------	---	---

環境・産業	協同組合国母工業団地工業会 財団法人キープ協会	中巨摩郡昭和町紙漕阿原千十七番地 北巨摩郡高根町清里三千五百四十五番地	
-------	----------------------------	--	--

土地区画整理組合の解散認可  
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。  
平成十三年十一月二十九日

- 一 組合の名称 山梨県知事 天野 建
- 二 事務所所在地 昭和町西条梅の木土地区画整理組合
- 三 解散認可の年月日 中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地の二  
平成十三年十一月十六日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び公共施設に関する工事は、完了した。  
平成十三年十一月二十九日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 天野 建
- 二 公共施設の種類、位置及び区域 東山梨郡勝沼町休息字大門後一七〇八の一及び一七〇九の一

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局塩山建設部及び勝沼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東山梨郡勝沼町休息千九百二十七番地 相原洋一

### 公安委員会

#### 山梨県公安委員会規則第十一号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十三年十一月二十九日 山梨県公安委員会 委員長 風間善樹

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則  
山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

- 第十条に次の二号を加える。
  - 十七 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、普通自動車（原動機の大さが、総排気量については〇・〇五〇リットル以下、定格出力については〇・六〇キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。
  - 十八 大型自動二輪車又は普通自動二輪車に、鉄パイプ、木刀、金属バットその他これらに類するものを正当な理由なく携帯した者を乗車させて運転しないこと。
  - 第十一条第七号中「こと」の下に「（第十一号に掲げる行為を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。
  - 十一 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車から鉄パイプ、木刀、金属バットその他これらに類するものを突き出し、又は振り回すこと。
- 附則  
この規則は、平成十三年十二月三十日から施行する。

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年十一月二十八日までとする。

平成十三年十一月二十九日

山梨県公安委員会  
委員長 風間善樹

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造者又は輸入者名	
株式会社アリストクライトテ クノロジーズ 代表取締役 加茂隆曹 東京都千代田区東神田二丁目 五番一―二号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ネコデコ パン	株式会社 アリスト クライト テクノロ ジーズ	一四〇五〇〇
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番二―号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ジュウオ	サミー株 式会社	一四〇五〇三
株式会社ロデオ 代表取締役 谷澤鑛次 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番二―号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ダブル レンジ	株式会 社ロデオ	一四〇五〇一
アイジーテイージャパン株式 会社 代表取締役 スコット ・ウインゼラー 東京都港区愛宕一丁目三番四 号愛宕東洋ビル七階	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ブルドッ	アイジー テイジャ ン株式 会社	一四〇四五七
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 山梨県新見市高尾三六二番地 の一	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	イスパ イダー	山佐株式 会社	一四〇四二〇
奥村遊機株式会社 代表取締 役員 上野栄作 愛知県名古屋市中区和区鶴舞二 丁目一番一―八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第一)	CRうる 星やつら	奥村遊機 株式会社	一〇〇四四三

株式会社メイシー販売 代表 取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目 一―三番一―〇号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ダイナマ イトドリ ム	株式会 社メイ シー	一四〇四六六
株式会社メイシー販売 代表 取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目 一―三番一―〇号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	サンダー V2	株式会 社メイ シー	一四〇四九一
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番二―号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ハードボ イルド2	サミー株 式会社	一四〇五〇七
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番二―号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	サンペイ	サミー株 式会社	一四〇五一―
株式会社アリストクライトテ クノロジーズ 代表取締役 加茂隆曹 東京都千代田区東神田二丁目 五番一―二号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	エアロガ イズ	株式会 社アリス トクラ イト	一四〇五二〇
株式会社アリストクライトテ クノロジーズ 代表取締役 加茂隆曹 東京都千代田区東神田二丁目 五番一―二号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ダブル レンジ	株式会 社アリス トクラ イト	一四〇五〇八
株式会社ロデオ 代表取締役 谷澤鑛次 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番二―号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	サラリー マン タマ ン キン ロウ ウ	株式会 社ロ デオ	一四〇五二二